

平成 16 年 7 月 29 日

各位

日本エンタープライズ株式会社
東京都渋谷区渋谷 1 丁目 17 番 8 号
代表取締役社長 植田勝典
(コード番号 4829)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

日本エンタープライズ株式会社は、平成 16 年 7 月 29 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 16 年 8 月 20 日開催予定の第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の理由

当社及び当社子会社の取締役、監査役、顧問並びに従業員に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や士気をさらに高めるとともに、株主の皆様の利益を重視した経営を一層推進することを目的として、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役、監査役、顧問並びに従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 100 株を総株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

100 個を総数の上限とする。(新株予約権 1 個当りの目的となる株式の数 1 株。ただし、株式分割又は株式併合を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際する払込金額

新株予約権 1 個当りの払込金額は、次により決定される 1 株当りの払込金額に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。1 株当りの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く。) における株式会社大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値 (以下「終値」という。) の平均値に 1.05 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切上げ) とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日における終値を下回る場合は、当該終値 (当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値。) とする。

なお、新株予約権発行後当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に当社が株主割当として時価を下回る価額で株式を発行する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{払込金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{払込金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \\ \text{株式数} \times 1 \text{ 株当り払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{新規発行前の時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数} \end{array}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 18 年 9 月 8 日から平成 21 年 9 月 7 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。) が当社及び当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員である場合に限り、権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当に関する契約」に定めるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、あるいは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権は対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、対象者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には当該新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きに関しては新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

以上

このリリースに関するお問合せ先
日本エンタープライズ株式会社 <http://www.nihon-e.co.jp>
経営企画・IR室 田中、塚田
TEL:03-5774-5730 MAIL:info@nihon-e.co.jp